

○防衛省告示第二百六十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年十二月三十日から施行する。

令和三年十二月二十日

防衛大臣 岸 信夫

一 陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所

対象防衛関係施設の所在地	北海道稚内市	大字宗谷村字大岬
対象防衛関係施設の区域	北海道稚内市	大字宗谷村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	一 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分三十二秒の点 二 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分

	<p>点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>五十四秒の点 三 北緯四十五度二十九分十二秒、東経百四十一度五十六分十 七秒の点 四 北緯四十五度二十八分五十三秒、東経百四十一度五十六分 一秒の点 五 北緯四十五度二十八分五十二秒、東経百四十一度五十五分 二十八秒の点 六 北緯四十五度二十九分五秒、東経百四十一度五十五分二十 二秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>二 陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地</p>	

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
北海道礼文郡礼 文町	北海道礼文郡礼 文町	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域
大字船泊村字沼の沢番外地	大字船泊村（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三分十八秒の点 二 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度二分四十六秒の点 三 北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度二分四十一秒の点 四 北緯四十五度二十五分五十四秒、東経百四十一度二分五十五秒の点 五 北緯四十五度二十五分五十七秒、東経百四十一度三分二十二秒の点 六 北緯四十五度二十六分六秒、東経百四十一度三分三十秒の点

点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道標津郡標津町	南二条西五丁目三番地一
--------------	-----------	-------------

対象防衛関係施設 の区域	北海道標津郡標 津町	南二条西五丁目及び南七条西三丁目（いずれも次の図面に示す 部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域	一 北緯四十三度三十九分二十五秒、東経百四十五度七分十二 秒の点 二 北緯四十三度三十九分二秒、東経百四十五度七分七秒の点 三 北緯四十三度三十八分三十四秒、東経百四十五度七分五十 一秒の点 四 北緯四十三度三十八分四十八秒、東経百四十五度八分十秒 の点 五 北緯四十三度三十九分八秒、東経百四十五度七分五十五秒 の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に 含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地川北通信所

対象防衛関係施設の所在地	北海道標津郡標津町	字川北
対象防衛関係施設の区域	北海道標津郡標津町	字川北（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十三度四十二分三秒、東経百四十四度五十五分三十八秒の点 二 北緯四十三度四十一分五十四秒、東経百四十四度五十五分五十七秒の点

	対象防衛関係施設 の所在地		北海道目梨郡羅 白町		礼文町七番地二				
五 陸上自衛隊釧路駐屯地標津分屯地羅白分室									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="595 253 975 600" style="width: 25%; vertical-align: top;"> 備考 </td> <td data-bbox="975 253 1439 600"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 600 975 2011" style="width: 25%; vertical-align: top;"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 </td> <td data-bbox="975 600 1439 2011" style="width: 75%; vertical-align: top;"> 点とを結んだ線 により囲まれた 区域 三 北緯四十三度四十一分三十七秒、東経百四十四度五十五分 五十秒の点 四 北緯四十三度四十一分三十七秒、東経百四十四度五十五分 二十七秒の点 五 北緯四十三度四十二分五十四秒、東経百四十四度五十五分 二十秒の点 </td> </tr> </table>						備考		一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	点とを結んだ線 により囲まれた 区域 三 北緯四十三度四十一分三十七秒、東経百四十四度五十五分 五十秒の点 四 北緯四十三度四十一分三十七秒、東経百四十四度五十五分 二十七秒の点 五 北緯四十三度四十二分五十四秒、東経百四十四度五十五分 二十秒の点
備考									
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	点とを結んだ線 により囲まれた 区域 三 北緯四十三度四十一分三十七秒、東経百四十四度五十五分 五十秒の点 四 北緯四十三度四十一分三十七秒、東経百四十四度五十五分 二十七秒の点 五 北緯四十三度四十二分五十四秒、東経百四十四度五十五分 二十秒の点								

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>北海道目梨郡羅 臼町</p>	<p>礼文町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯四十四度一分六秒、東経百四十五度十一分五秒の点 二 北緯四十四度〇分五十八秒、東経百四十五度十一分二十五秒の点 三 北緯四十四度〇分三十一秒、東経百四十五度十一分二十二秒の点 四 北緯四十四度〇分三十一秒、東経百四十五度十分五十五秒の点 五 北緯四十四度〇分五十七秒、東経百四十五度十分四十四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

六 陸上自衛隊習志野駐屯地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>千葉県船橋市</p>	<p>薬円台三丁目二十番地一</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>千葉県船橋市</p>	<p>薬円台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>千葉県船橋市</p>	<p>田喜野井六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、習志野一丁目、二丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、習志野台四丁目、五丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三山五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに薬円台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 陸上自衛隊武山駐屯地

対象防衛関係施設の区域	神奈川 市	<p>次 の 図 面 に 示 す 部 分 に 限 る。 。</p>
対象防衛関係施設の所在地	神奈川 市	<p>御幸浜 一 番 一 号</p>
対象防衛関係施設	神奈川県横須賀 市	<p>太田和二丁目、長井一丁目、長坂一丁目及び御幸浜（いずれも 次 の 図 面 に 示 す 部 分 に 限 る。 。</p>

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>神奈川県横須賀市</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>太田和一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、荻野（次の図面に示す部分に限る。）、長井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、長坂一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、林一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに御幸浜</p>
	<p>一 北緯三十五度十三分十三秒、東経百三十九度三十七分十一秒の点</p> <p>二 北緯三十五度十三分五秒、東経百三十九度三十七分七秒の点</p> <p>三 北緯三十五度十二分二十六秒、東経百三十九度三十七分十八秒の点</p>	

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 陸上自衛隊川内駐屯地

対象防衛関係施設の区域	鹿児島県薩摩川内市	隅之城町及び冷水町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市	冷水町上床五百三十九番地二

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十一度四十八分四十六秒、東経百三十度十八分三秒の点</p> <p>二 北緯三十一度四十八分三十八秒、東経百三十度十七分三十五秒の点</p> <p>三 北緯三十一度四十八分十六秒、東経百三十度十七分三十一秒の点</p> <p>四 北緯三十一度四十八分一秒、東経百二十度十八分〇秒の点</p> <p>五 北緯三十一度四十八分十六秒、東経百三十度十八分二十二秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 陸上自衛隊奄美駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	鹿児島県奄美市	名瀬大字大熊字中畑ケ二百六十六番地四十九
対象防衛関係施設 の区域	鹿児島県奄美市	名瀬大字大熊（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	<p>一 北緯二十八度二十五分二十二秒、東経百二十九度三十一分二十七秒の点</p> <p>二 北緯二十八度二十四分五十三秒、東経百二十九度三十二分七秒の点</p> <p>三 北緯二十八度二十四分三十一秒、東経百二十九度三十一分五十秒の点</p> <p>四 北緯二十八度二十四分三十秒、東経百二十九度三十一分二</p>

対象防衛関係施設の の区域	鹿児島県大島郡 瀬戸内町	大字節子（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の の所在地	鹿児島県大島郡 瀬戸内町	大字節子字犬山六百八十四番地二

十 陸上自衛隊奄美駐屯地瀬戸内分屯地

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	
	十一秒の点 五 北緯二十八度二十五分五秒、東経百二十九度三十一分十一秒の点

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯二十八度十二分〇秒、東経百二十九度二十二分五十八秒の点</p> <p>二 北緯二十八度十一分三十六秒、東経百二十九度二十三分十秒の点</p> <p>三 北緯二十八度十一分十八秒、東経百二十九度二十三分十七秒の点</p> <p>四 北緯二十八度十分五十四秒、東経百二十九度二十三分三十九秒の点</p> <p>五 北緯二十八度十分三十八秒、東経百二十九度二十三分二十六秒の点</p> <p>六 北緯二十八度十分五十四秒、東経百二十九度二十二分二十八秒の点</p> <p>七 北緯二十八度十一分十二秒、東経百二十九度二十二分二十二秒の点</p> <p>八 北緯二十八度十一分五十六秒、東経百二十九度二十二分四十二秒の点</p>
----------------------------	---	---

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 陸上自衛隊那覇駐屯地白川分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県沖縄市	字白川百十九番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字白川及び字知花（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県沖縄市	知花四丁目、字白川、字大工廻及び字知花（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設
沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	勝連内間仲間屋原二千五百三十番地
勝連内間、勝連平敷屋及び勝連平安名（いずれも次の図面に示		

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市	す部分に限る。)
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			

十三 陸上自衛隊那覇駐屯地知念分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県南城市	知念字知念上原千百七十七番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県南城市	知念（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県南城市	佐敷及び知念（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛二千六百八番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県島尻郡八重瀬町	字富盛及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡八重瀬町	字仲座糸無名原千百十番地一
--------------	------------	---------------

対象防衛関係施設 の区域	沖縄県糸満市		字真栄平（次の図面に示す部分に限る。）
	重瀬町	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里及び字仲座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県糸満市		字新垣、字真栄平及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	重瀬町	沖縄県島尻郡八重瀬町	字安里、字富盛、字仲座及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考			
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>			

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六 陸上自衛隊宮古島駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	上野字野原カギモリ原八十三番地五
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	上野（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	上野、下地及び平良（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 陸上自衛隊与那国駐屯地（久部良地区）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設 沖縄県八重山郡 与那国町	字与那国樽舞三千七百六十五番地一
対象防衛関係施設	沖縄県八重山郡	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	与那国町	
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯二十四度二十七分十四秒、東経百二十二度五十六分五十九秒の点</p> <p>二 北緯二十四度二十六分三十八秒、東経百二十二度五十七分三十四秒の点</p> <p>三 北緯二十四度二十六分二十秒、東経百二十二度五十七分五秒の点</p> <p>四 北緯二十四度二十六分三十五秒、東経百二十二度五十六分三十秒の点</p> <p>五 北緯二十四度二十六分五十三秒、東経百二十二度五十六分三十秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八 陸上自衛隊与那国駐屯地（祖納地区）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県八重山郡与那国町	字与那国樽舞三千七百六十五番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県八重山郡与那国町	字与那国（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる	<p>一 北緯二十四度二十七分五秒、東経百二十二度五十九分二十七秒の点</p> <p>二 北緯二十四度二十六分五十八秒、東経百二十二度五十九分四十六秒の点</p>

対象防衛関係施設の所在地	千葉県船橋市	習志野三丁目
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
点とを結んだ線により囲まれた区域		<p>三 北緯二十四度二十六分四十秒、東経百二十二度五十九分四十二秒の点</p> <p>四 北緯二十四度二十六分三十七秒、東経百二十二度五十九分二十二秒の点</p> <p>五 北緯二十四度二十六分五十四秒、東経百二十二度五十九分十二秒の点</p>

十九 陸上自衛隊習志野演習場

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>千葉県船橋市</p>	<p>千葉県八千代市</p>	<p>千葉県習志野市</p>	<p>千葉県船橋市</p>	<p>千葉県八千代市</p>
<p>習志野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>高津（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>東習志野六丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>習志野一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに習志野台四丁目、五丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大和田新田（次の図面に示す部分に限る。）、高津（次の図面に示す部分に限る。）、高津東一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑が丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八千代台北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>		

の図面に示す部分に限る。)まで、九丁目及び十丁目並びに八千代台西一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、二丁目、六丁目及び七丁目(次の図面に示す部分に限る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設 の所在地	青森県下北郡東 通村	大字小田野沢字荒沼六十五番地
対象防衛関係施設 の区域	青森県下北郡東 通村	大字小田野沢（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯四十一度十五分二秒、東経百四十一度二十三分四十四秒の点 二 北緯四十一度十四分五十五秒、東経百四十一度二十四分十五秒の点 三 北緯四十一度十四分二十九秒、東経百四十一度二十四分五秒の点 四 北緯四十一度十四分三十五秒、東経百四十一度二十三分三十四秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一 海上自衛隊沖繩基地隊（本部地区）

対象防衛関係施設の所在地	沖繩県うるま市	勝連平敷屋源河原三千九十五番地
対象防衛関係施設の区域	沖繩県うるま市	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖繩県うるま市	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>		

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二 海上自衛隊沖縄基地隊（棧橋地区）

対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	沖縄県うるま市	勝連平敷屋源河原千七百三番地二

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯二十六度十八分九秒、東経百二十七度五十四分二十七秒の点</p> <p>二 北緯二十六度十八分一秒、東経百二十七度五十四分四十一秒の点</p> <p>三 北緯二十六度十七分四十四秒、東経百二十七度五十四分四十一秒の点</p> <p>四 北緯二十六度十七分四十秒、東経百二十七度五十四分十八秒の点</p> <p>五 北緯二十六度十七分五十七秒、東経百二十七度五十四分十四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	北海道函館市	大町十番三号
対象防衛関係施設 の区域	北海道函館市	大町及び弁天町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道函館市	大町、末広町（次の図面に示す部分に限る。）、弁天町（次の図面に示す部分に限る。）、元町（次の図面に示す部分に限る。）及び弥生町（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十一度四十六分二十六秒、東経百四十度四十二分二十一秒の点 二 北緯四十一度四十六分三十四秒、東経百四十度四十二分二十八秒の点 三 北緯四十一度四十六分三十四秒、東経百四十度四十二分四十八秒の点 	

	た海域	<p>四 北緯四十一度四十六分二十二秒、東経百四十度四十二分五十二秒の点</p> <p>五 北緯四十一度四十六分十八秒、東経百四十度四十二分五十九秒の点</p> <p>六 北緯四十一度四十六分五秒、東経百四十度四十三分〇秒の点</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>北海道松前郡松 前町</p>	<p>北海道松前郡松 前町</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>
<p>字建石五十三番地六</p>	<p>字建石及び字弁天（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯四十一度二十五分二十九秒、東経百四十度五分二十四秒の点 二 北緯四十一度二十五分四十二秒、東経百四十度五分十二秒の点 三 北緯四十一度二十五分四十秒、東経百四十度四分四十二秒の点 四 北緯四十一度二十五分二十秒、東経百四十度四分三十九秒の点 五 北緯四十一度二十五分十秒、東経百四十度五分十八秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十五 海上自衛隊松前警備所（レーダー局舎等）

対象防衛関係施設の区域	前町	字建石（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	前町	字建石二百二十六番地二

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯四十一度二十五分五十八秒、東経百四十度四分三十九秒の点</p> <p>二 北緯四十一度二十五分五十三秒、東経百四十度五分十秒の点</p> <p>三 北緯四十一度二十六分九秒、東経百四十度五分二十四秒の点</p> <p>四 北緯四十一度二十六分二十二秒、東経百四十度五分七秒の点</p> <p>五 北緯四十一度二十六分十一秒、東経百四十度四分四十一秒の点</p> <p>六 北緯四十一度二十六分十五秒、東経百四十度四分十三秒の点</p> <p>七 北緯四十一度二十五分五十六秒、東経百四十度四分六秒の点</p> <p>八 北緯四十一度二十五分四十九秒、東経百四十度四分二十八秒の点</p>
----------------------------	--	--

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十六 海上自衛隊竜飛警備所

対象防衛関係施設の所在地	青森県東津軽郡外ヶ浜町	字三厩龍浜五十四番地
対象防衛関係施設の区域	青森県東津軽郡外ヶ浜町	字三厩龍浜（次の図面に示す部分に限る。）

備考	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県東津軽郡外ヶ浜町	字三厩龍浜（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ次の図面に示す線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域		一 北緯四十一度十五分三十秒、東経百四十度二十分五十九秒の点 二 北緯四十一度十五分三十八秒、東経百四十度二十分五十二秒の点 三 北緯四十一度十五分四十七秒、東経百四十度二十分三十一秒の点 四 北緯四十一度十五分三十四秒、東経百四十度二十分十四秒の点 五 北緯四十一度十五分十三秒、東経百四十度二十分二十三秒の点 六 北緯四十一度十五分八秒、東経百四十度二十分三十四秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十七 海上自衛隊対馬防備隊本部

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	美津島町竹敷四番地百九十一
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	美津島町竹敷（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十四度十八分三十七秒、東経百二十九度十八分十三秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十八分三十六秒、東経百二十九度十八分二十一秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十八分二十九秒、東経百二十九度十八分三十二秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十八分七秒、東経百二十九度十八分二十九秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十八分三秒、東経百二十九度十八分五秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十八分二十秒、東経百二十九度十七分五十四秒の点</p> <p>七 北緯三十四度十八分三十四秒、東経百二十九度十八分五秒の点</p>
---	----------------------------	---	---

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十八 海上自衛隊壱岐警備所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県壱岐市	勝本町東触二千七百七十六番地六
対象防衛関係施設の区域	長崎県壱岐市	勝本町東触（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	<p>一 北緯三十三度五十二分二十四秒、東経百二十九度四十一分十一秒の点</p> <p>二 北緯三十三度五十二分十三秒、東経百二十九度四十一分二十八秒の点</p> <p>三 北緯三十三度五十一分四十五秒、東経百二十九度四十一分二十五秒の点</p>

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>長崎県対馬市</p>	<p>上対馬町大浦八百四十七番地</p>	<p>区域</p> <p>四 北緯三十三度五十一分四十四秒、東経百二十九度四十一分二秒の点</p> <p>五 北緯三十三度五十一分五十九秒、東経百二十九度四十分五十五秒の点</p> <p>六 北緯三十三度五十二分十九秒、東経百二十九度四十分五十七秒の点</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>
---------------------	---------------	----------------------	--

二十九 海上自衛隊上対馬警備所

備考	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	長崎県対馬市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
	上対馬町大浦及び上対馬町鰐浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十四度四十一分二十秒、東経百二十九度二十五分三十八秒の点 二 北緯三十四度四十一分十五秒、東経百二十九度二十五分五十九秒の点 三 北緯三十四度四十一分三秒、東経百二十九度二十六分八秒の点 四 北緯三十四度四十分四十七秒、東経百二十九度二十五分四十三秒の点 五 北緯三十四度四十分五十三秒、東経百二十九度二十五分二十二秒の点 六 北緯三十四度四十一分十五秒、東経百二十九度二十五分二十五秒の点	一 北緯三十四度四十一分二十秒、東経百二十九度二十五分三十八秒の点 二 北緯三十四度四十一分十五秒、東経百二十九度二十五分五十九秒の点 三 北緯三十四度四十一分三秒、東経百二十九度二十六分八秒の点 四 北緯三十四度四十分四十七秒、東経百二十九度二十五分四十三秒の点 五 北緯三十四度四十分五十三秒、東経百二十九度二十五分二十二秒の点 六 北緯三十四度四十一分十五秒、東経百二十九度二十五分二十五秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十 海上自衛隊下対馬警備所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	巖原町安神五百五十番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	巖原町安神（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線	<p>一 北緯三十四度八分三十秒、東経百二十九度十六分三十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度八分四秒、東経百二十九度十七分九秒の点</p> <p>三 北緯三十四度七分四十五秒、東経百二十九度十七分十一秒の点</p>

三十一 海上自衛隊余市防備隊

対象防衛関係施設 の所在地	北海道余市郡余 市町	港町国用地	により囲まれた 区域	四 北緯三十四度七分三十六秒、東経百二十九度十六分五十二 秒の点 五 北緯三十四度七分五十四秒、東経百二十九度十六分十五秒 の点 六 北緯三十四度八分十四秒、東経百二十九度十六分十秒の点
対象防衛関係施設	北海道余市郡余	港町（次の図面に示す部分に限る。）		備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

の区域	市町	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域	<p>一 北緯四十三度十二分五十九秒、東経百四十度四十六分十七秒の点</p> <p>二 北緯四十三度十三分十一秒、東経百四十度四十六分三十九秒の点</p> <p>三 北緯四十三度十三分八秒、東経百四十度四十七分一秒の点</p> <p>四 北緯四十三度十二分四十一秒、東経百四十度四十七分〇秒の点</p> <p>五 北緯四十三度十二分四十一秒、東経百四十度四十六分三十九秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>		

るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十二 海上自衛隊飯岡受信所

対象防衛関係施設の所在地	千葉県旭市	三川一万三千八百二十番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県旭市	三川（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県旭市	倉橋、三川及び蛇園（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十三 海上自衛隊市原送信所

対象防衛関係施設の所在地	千葉県市原市	新巻二百九十六番地
対象防衛関係施設の区域	千葉県市原市	新巻及び大桶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十五度二十七分十七秒、東経百四十度十分五十六秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十六分五十八秒、東経百四十度十一分二十四秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十六分三十六秒、東経百四十度十一分三十秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十六分二十三秒、東経百四十度十一分十六秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十六分十七秒、東経百四十度十分二十一秒の点</p> <p>六 北緯三十五度二十六分四十三秒、東経百四十度十分十三秒の点</p> <p>七 北緯三十五度二十六分五十二秒、東経百四十度十分二十九秒の点</p> <p>八 北緯三十五度二十七分十二秒、東経百四十度十分三十八秒の点</p>
----------------------------	---	--

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十四 海上自衛隊えびの送信所

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市	大字榎田字北野五百七十番地一地先
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市	大字榎田、大字小田及び大字大明司（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	<p>一 北緯三十二度五分五十九秒、東経百三十度四十九分四十七秒の点</p> <p>二 北緯三十二度五分四十七秒、東経百三十度五十分七秒の点</p>

備考

点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域

- 三 北緯三十二度五分二十一秒、東経百三十度五十分十秒の点
- 四 北緯三十二度五分十秒、東経百三十度五十分二十二秒の点
- 五 北緯三十二度四分五十三秒、東経百三十度五十分十六秒の点
- 六 北緯三十二度四分三十五秒、東経百三十度五十分十九秒の点
- 七 北緯三十二度四分十九秒、東経百三十度五十分八秒の点
- 八 北緯三十二度四分十三秒、東経百三十度四十九分二十九秒の点
- 九 北緯三十二度四分二十七秒、東経百三十度四十九分十秒の点
- 十 北緯三十二度五分三十九秒、東経百三十度四十八分五十七秒の点
- 十一 北緯三十二度五分五十三秒、東経百三十度四十九分十一秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十五 海上自衛隊樺山送信所

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字田名部字下平
対象防衛関係施設の区域	青森県むつ市	大字田名部（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線	一 北緯四十一度二十分十六秒、東経百四十一度十三分十二秒の点 二 北緯四十一度十九分五十六秒、東経百四十一度十四分三十秒の点 三 北緯四十一度十九分三十二秒、東経百四十一度十四分二十

対象防衛関係施設の所在地	青森県むつ市	大字奥内字栖立場六十九番地
<p>三十六 海上自衛隊近川受信所</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
<p>により囲まれた区域</p>		
<p>四秒の点</p> <p>四 北緯四十一度十九分二十八秒、東経百四十一度十三分四十四秒の点</p> <p>五 北緯四十一度十九分四十八秒、東経百四十一度十三分〇秒の点</p> <p>六 北緯四十一度二十分三秒、東経百四十一度十二分五十七秒の点</p>		

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>青森県むつ市</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>
<p>大字奥内（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯四十一度十一分四十秒、東経百四十一度十六分四十五秒の点 二 北緯四十一度十一分五十一秒、東経百四十一度十六分五十二秒の点 三 北緯四十一度十一分五十六秒、東経百四十一度十七分二十秒の点 四 北緯四十一度十一分三十九秒、東経百四十一度十七分三十四秒の点 五 北緯四十一度十二分二十二秒、東経百四十一度十七分十六秒の点 六 北緯四十一度十二分二十四秒、東経百四十一度十六分五十七秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十七 海上自衛隊串良送信所

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市	串良町細山田二千三十一番地一
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市	串良町細山田（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十一度二十七分五十六秒、東経百三十度五十四分四十六秒の点</p> <p>二 北緯三十一度二十七分五十六秒、東経百三十度五十五分二十二秒の点</p> <p>三 北緯三十一度二十七分三十三秒、東経百三十度五十五分三十四秒の点</p> <p>四 北緯三十一度二十七分十三秒、東経百三十度五十五分十九秒の点</p> <p>五 北緯三十一度二十七分十秒、東経百三十度五十五分六秒の点</p> <p>六 北緯三十一度二十七分十五秒、東経百三十度五十四分五十四秒の点</p> <p>七 北緯三十一度二十七分三十六秒、東経百三十度五十四分四十四秒の点</p>
---	----------------------------	---	---

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十八 海上自衛隊国頭受信所

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡国頭村	字伊地五百九十五番地十一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡国頭村	字伊地（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	<p>一 北緯二十六度四十五分二十四秒、東経百二十八度十二分三十五秒の点</p> <p>二 北緯二十六度四十四分五十五秒、東経百二十八度十三分三秒の点</p> <p>三 北緯二十六度四十四分三十九秒、東経百二十八度十二分五十一秒の点</p>

	区域	<p>四 北緯二十六度四十五分〇秒、東経百二十八度十二分〇秒の点</p> <p>五 北緯二十六度四十五分二十秒、東経百二十八度十二分八秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十九 航空自衛隊市ヶ谷基地柏送信所

対象防衛関係施設の所在地	千葉県柏市	十余二百七十五番地四
対象防衛関係施設の区域	千葉県柏市	十余二（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県柏市	柏の葉及び十余二（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	千葉県流山市	駒木及び駒木台（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	対象防衛関係施設の所在地		福岡県京都郡みやこ町	皆見千五百六番一
	対象防衛関係施設の区域		福岡県京都郡みやこ町	皆見及び下原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		福岡県築上郡築上町	大字船迫及び大字弓の師（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	福岡県行橋市	福岡県京都郡みやこ町	皆見、下原及び吉岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字袋迫（次の図面に示す部分に限る。）

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十一 航空自衛隊長沼分屯基地

対象防衛関係施設の区域	北海道夕張郡長沼町	東十一線北及び字馬追（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の所在地	北海道夕張郡長沼町	字馬追台

対象防衛関係施設
に係る対象施設周
辺地域

次に掲げる点を
順次に結んだ線
及び一に掲げる
点と十三に掲げ
る点とを結んだ
線により囲まれ
た区域

- 一 北緯四十三度〇分三十八秒、東経百四十一度四十四分二十
七秒の点
 - 二 北緯四十三度〇分二十六秒、東経百四十一度四十五分八秒
の点
 - 三 北緯四十三度〇分三秒、東経百四十一度四十五分八秒の点
 - 四 北緯四十二度五十九分五十三秒、東経百四十一度四十五分
一秒の点
 - 五 北緯四十二度五十九分四十二秒、東経百四十一度四十五分
二十一秒の点
 - 六 北緯四十二度五十九分二十五秒、東経百四十一度四十五分
二十一秒の点
 - 七 北緯四十二度五十九分十四秒、東経百四十一度四十四分五
十八秒の点
 - 八 北緯四十二度五十九分二十三秒、東経百四十一度四十四分
二十九秒の点
 - 九 北緯四十二度五十九分四十七秒、東経百四十一度四十四分
二十九秒の点
-

対象防衛関係施設		
北海道稚内市		
恵比須五丁目二番一号	<p>四十二 航空自衛隊稚内分屯基地（庁舎地区等）</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>十 北緯四十二度五十九分四十一秒、東経百四十一度四十四分四秒の点</p> <p>十一 北緯四十二度五十九分五十二秒、東経百四十一度四十三分三十六秒の点</p> <p>十二 北緯四十三度〇分二十四秒、東経百四十一度四十三分五十七秒の点</p> <p>十三 北緯四十三度〇分二十四秒、東経百四十一度四十四分十二秒の点</p>

の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
	北海道稚内市	次に掲げる点を 順次に結んだ次 の図面に示す線 及び一に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
	恵比須五丁目、ノシヤップ、ノシヤップ四丁目、富士見一丁目 及び大字稚内村（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯四十五度二十六分五十四秒、東経百四十一度三十九分 三秒の点 二 北緯四十五度二十六分三十二秒、東経百四十一度三十九分 三十四秒の点 三 北緯四十五度二十六分十九秒、東経百四十一度三十九分三 十七秒の点 四 北緯四十五度二十六分九秒、東経百四十一度三十九分五十 一秒の点 五 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十九分 十五秒の点 六 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十八分 五十一秒の点

<p>七 北緯四十五度二十五分三十七秒、東経百四十一度三十八分三十四秒の点</p> <p>八 北緯四十五度二十五分四十六秒、東経百四十一度三十八分十二秒の点</p> <p>九 北緯四十五度二十六分十六秒、東経百四十一度三十八分十二秒の点</p> <p>十 北緯四十五度二十六分四十一秒、東経百四十一度三十八分三十七秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>

四十三 航空自衛隊稚内分屯基地（山頂地区）

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>北海道稚内市</p>	<p>恵比須五丁目二番一号</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>北海道稚内市</p>	<p>大字稚内村（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十九分 二秒の点 二 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十九分 二十九秒の点 三 北緯四十五度二十五分二十秒、東経百四十一度三十九分三 十三秒の点 四 北緯四十五度二十四分五十六秒、東経百四十一度三十九分 二十一秒の点</p>

四十四 航空自衛隊網走分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道網走市	字美岬官有無番地
対象防衛関係施設の区域	北海道網走市	字美岬（次の図面に示す部分に限る。）

備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p> <p>五 北緯四十五度二十四分五十六秒、東経百四十一度三十八分五十秒の点</p> <p>六 北緯四十五度二十五分十四秒、東経百四十一度三十八分四十六秒の点</p>
----	---

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯四十四度五十分十一秒、東経百四十四度十三分四十六秒の点</p> <p>二 北緯四十四度五十分十一秒、東経百四十四度十四分十五秒の点</p> <p>三 北緯四十四度四十分二十八秒、東経百四十四度十四分十五秒の点</p> <p>四 北緯四十四度四十分十九秒、東経百四十四度十三分五十二秒の点</p> <p>五 北緯四十四度四十分三十五秒、東経百四十四度十三分十四秒の点</p> <p>六 北緯四十四度四十分十九秒、東経百四十四度十三分十四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十五 航空自衛隊根室分屯基地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>北海道根室市</p>	<p>光洋町四丁目十五番地</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>北海道根室市</p>	<p>光洋町四丁目及び牧の内(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯四十三度二十分四十七秒、東経百四十五度三十六分三十八秒の点 二 北緯四十三度二十分二十秒、東経百四十五度三十七分十九秒の点 三 北緯四十三度二十分十秒、東経百四十五度三十七分十九秒の点 四 北緯四十三度十九分五十八秒、東経百四十五度三十六分五</p>

<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び七に掲げる 点と十一に掲げ る点とを結んだ 次の図面に示す 線により囲まれ た区域</p>	
<p>七 北緯四十三度十九分二十九秒、東経百四十五度三十六分六秒の点</p> <p>八 北緯四十三度十九分二十九秒、東経百四十五度三十六分四十四秒の点</p> <p>九 北緯四十三度十八分五十四秒、東経百四十五度三十六分四十六秒の点</p> <p>十 北緯四十三度十八分四十六秒、東経百四十五度三十六分一秒の点</p> <p>十一 北緯四十三度十八分五十六秒、東経百四十五度三十五分五十秒の点</p>	<p>十八秒の点</p> <p>五 北緯四十三度二十分五秒、東経百四十五度三十六分三十一秒の点</p> <p>六 北緯四十三度二十分三十三秒、東経百四十五度三十六分十三秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する線路敷の区画は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十六 航空自衛隊根室分屯基地牧の内訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	北海道根室市	北海道根室市	牧の内
対象防衛関係施設	北海道根室市	牧の内	牧の内	牧の内（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>の区域</p> <p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	
	<p>一 北緯四十三度二十二分十四秒、東経百四十五度三十八分四十八秒の点</p> <p>二 北緯四十三度二十二分九秒、東経百四十五度三十九分七秒の点</p> <p>三 北緯四十三度二十一分四十六秒、東経百四十五度三十九分七秒の点</p> <p>四 北緯四十三度二十一分四十二秒、東経百四十五度三十八分四十三秒の点</p> <p>五 北緯四十三度二十一分五十五秒、東経百四十五度三十八分二十八秒の点</p> <p>六 北緯四十三度二十二分七秒、東経百四十五度三十八分三十一秒の点</p>	

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十七 航空自衛隊奥尻島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道奥尻郡奥尻町	字湯浜
対象防衛関係施設の区域	北海道奥尻郡奥尻町	字湯浜（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	<p>一 北緯四十二度十分一秒、東経百三十九度二十六分二十五秒の点</p> <p>二 北緯四十二度十分一秒、東経百三十九度二十六分四十九秒の点</p> <p>三 北緯四十二度九分二十秒、東経百三十九度二十七分十九秒の点</p>

		<p style="text-align: right;">区域</p> <p>四 北緯四十二度九分八秒、東経百二十九度二十七分〇秒の点</p> <p>五 北緯四十二度九分二十一秒、東経百二十九度二十六分二十 六秒の点</p> <p>六 北緯四十二度八分五十八秒、東経百二十九度二十六分二十 秒の点</p> <p>七 北緯四十二度八分五十八秒、東経百二十九度二十五分四十 八秒の点</p> <p>八 北緯四十二度九分十七秒、東経百三十九度二十五分三十八 秒の点</p> <p>九 北緯四十二度九分二十九秒、東経百三十九度二十五分四十 八秒の点</p> <p>十 北緯四十二度九分二十九秒、東経百三十九度二十六分十三 秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十八 航空自衛隊襟裳分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬四百七番
対象防衛関係施設の区域	北海道幌泉郡えりも町	字えりも岬及び字東洋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	<p>一 北緯四十一度五十八分二十三秒、東経百四十三度十二分五十七秒の点</p> <p>二 北緯四十一度五十八分二十三秒、東経百四十三度十三分二十秒の点</p> <p>三 北緯四十一度五十七分五十秒、東経百四十三度十三分五十秒の点</p> <p>四 北緯四十一度五十七分四十秒、東経百四十三度十四分十一</p>

<p>秒の点</p> <p>五 北緯四十一度五十七分十九秒、東経百四十三度十四分二秒の点</p> <p>六 北緯四十一度五十七分十九秒、東経百四十三度十三分二十秒の点</p> <p>七 北緯四十一度五十七分三十二秒、東経百四十三度十三分四秒の点</p> <p>八 北緯四十一度五十七分五十四秒、東経百四十三度十三分四秒の点</p> <p>九 北緯四十一度五十八分六秒、東経百四十三度十二分五十秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>

対象防衛関係施設 の所在地	北海道二海郡八雲町	緑町三十四番地
対象防衛関係施設 の区域	北海道二海郡八雲町	三杉町及び緑町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道二海郡八雲町	相生町、熱田、出雲町、大新、春日、栄町、三杉町、緑町及び 宮園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十 航空自衛隊車力分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
青森県つがる市	青森県つがる市	青森県つがる市
富蒔町屏風山一番地	富蒔町及び豊富町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	富蒔町（次の図面に示す部分に限る。）
		一 北緯四十度五十八分二十五秒、東経百四十度十九分三十九

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>秒の点 二 北緯四十度五十八分十六秒、東経百四十度十九分五十五秒の点 三 北緯四十度五十七分三十四秒、東経百四十度十九分四十七秒の点 四 北緯四十度五十七分三十四秒、東経百四十度十九分七秒の点 五 北緯四十度五十七分四十八秒、東経百四十度十八分五十二秒の点 六 北緯四十度五十八分二十二秒、東経百四十度十九分十二秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>		

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十一 航空自衛隊山田分屯基地

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域及び対
次に掲げる点を	岩手県宮古市 山田町	岩手県下閉伊郡 山田町	豊間根東山国有林九林班か小班
一 北緯三十九度三十二分三十六秒、東経百四十一度五十八分	重茂（次の図面に示す部分に限る。）	豊間根（次の図面に示す部分に限る。）	

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>十四秒の点 二 北緯三十九度三十二分二十九秒、東経百四十一度五十八分四十四秒の点 三 北緯三十九度三十一分五十四秒、東経百四十一度五十八分五十五秒の点 四 北緯三十九度三十一分四十四秒、東経百四十一度五十八分三十一秒の点 五 北緯三十九度三十一分五十五秒、東経百四十一度五十八分十三秒の点 六 北緯三十九度三十二分二十六秒、東経百四十一度五十八分八秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

五十二 航空自衛隊峯岡山分屯基地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>対象防衛関係施設 の区域</p>		<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>千葉県南房総市</p>	<p>千葉県鴨川市</p>	<p>千葉県南房総市</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>
<p>丸山平塚乙二番地五百六十四</p>	<p>吉尾平塚（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>丸山平塚</p>	<p>一 北緯三十五度七分十三秒、東経百三十九度五十九分十九秒 の点 二 北緯三十五度六分四十五秒、東経百三十九度五十九分四十 秒の点 三 北緯三十五度六分三十一秒、東経百三十九度五十九分二十 五秒の点 四 北緯三十五度六分三十九秒、東経百三十九度五十八分四十 秒の点</p>

五十三 航空自衛隊御前崎分屯基地

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地
静岡県御前崎市	静岡県御前崎市	静岡県御前崎市
御前崎 (次の図面に示す部分に限る。)	御前崎 (次の図面に示す部分に限る。)	御前崎二千八百二十五番地一

備考	五 北緯三十五度七分三秒、東経百三十九度五十八分四十秒の点
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十四度三十五分五十九秒、東経百三十八度十二分三十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度三十五分五十五秒、東経百三十八度十二分三十一秒の点</p> <p>三 北緯三十四度三十五分四十六秒、東経百三十八度十二分五十四秒の点</p> <p>四 北緯三十四度三十五分五十秒、東経百三十八度十三分三秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十四 航空自衛隊串本分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	和歌山県東牟婁郡串本町	須江千三百八十三番地十二
対象防衛関係施設の区域	和歌山県東牟婁郡串本町	檜野及び須江（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ次	<p>一 北緯三十三度二十八分二秒、東経百三十五度四十九分二十七秒の点</p> <p>二 北緯三十三度二十八分三十二秒、東経百三十五度四十九分二十三秒の点</p> <p>三 北緯三十三度二十八分三十七秒、東経百三十五度四十九分</p>

	<p>の図面に示す線により囲まれた区域</p>	<p>四十四秒の点 四 北緯三十三度二十八分十七秒、東経百三十五度五十分八秒の点 五 北緯三十三度二十七分五十二秒、東経百三十五度五十分二秒の点 六 北緯三十三度二十七分四十四秒、東経百三十五度四十九分四十一秒の点 七 北緯三十三度二十七分四十八秒、東経百三十五度四十九分三十六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十五 航空自衛隊白山分屯基地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>三重県津市</p>	<p>白山町大原二百九十七番地</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>三重県津市</p>	<p>白山町大原、白山町小杉及び白山町福田山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯三十四度三十八分九秒、東経百三十六度十四分五十秒の点 二 北緯三十四度三十七分五十三秒、東経百三十六度十五分二十九秒の点 三 北緯三十四度三十七分二十三秒、東経百三十六度十五分三十二秒の点 四 北緯三十四度三十六分四十七秒、東経百三十六度十五分二</p>

<p>五十六 航空自衛隊饗庭野分屯基地</p>	
	<p>十五秒の点</p> <p>五 北緯三十四度三十六分四十三秒、東経百三十六度十四分五十秒の点</p> <p>六 北緯三十四度三十七分十六秒、東経百三十六度十四分四十一秒の点</p> <p>七 北緯三十四度三十七分二十四秒、東経百三十六度十四分三十二秒の点</p> <p>八 北緯三十四度三十七分五十三秒、東経百三十六度十四分二十七秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
滋賀県高島市	滋賀県高島市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域
新旭町饗庭三千三百五十六番地一	安曇川町下古賀及び新旭町饗庭（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度二十二分三十九秒、東経百三十六度〇分五秒の点 二 北緯三十五度二十二分七秒、東経百二十六度一分一秒の点 三 北緯三十五度二十一分四十八秒、東経百三十六度〇分五十三秒の点 四 北緯三十五度二十一分四十八秒、東経百三十六度〇分十秒の点 五 北緯三十五度二十二分五秒、東経百三十五度五十九分四十二秒の点 六 北緯三十五度二十二分二十八秒、東経百三十五度五十九分四十二秒の点

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	
---	--

五十七 航空自衛隊高尾山分屯基地

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>島根県松江市</p>	<p>美保関町森山千四百八十八番地二</p>	
<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>島根県松江市</p>	<p>美保関町七類及び美保関町森山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる</p>	<p>一 北緯三十五度三十四分〇秒、東経百三十三度十三分五十七秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十三分四十四秒、東経百三十三度十四分三</p>	

	<p>点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>十九秒の点 三 北緯三十五度三十三分二十七秒、東経百三十三度十四分三十九秒の点 四 北緯三十五度三十三分二十一秒、東経百三十三度十四分二十秒の点 五 北緯三十五度三十三分三十六秒、東経百三十三度十三分三十八秒の点 六 北緯三十五度三十三分五十五秒、東経百三十三度十三分三十八秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

五十八 航空自衛隊高尾山分屯基地森山地区

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
島根県松江市	島根県松江市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域
美保関町森山六百三十二番地	美保関町森山（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度三十二分五十二秒、東経百三十三度十三分四十九秒の点 二 北緯三十五度三十三分二秒、東経百三十三度十三分五十二秒の点 三 北緯三十五度三十三分十八秒、東経百三十三度十三分三十四秒の点 四 北緯三十五度三十三分十四秒、東経百三十三度十三分三十三秒の点 五 北緯三十五度三十二分五十七秒、東経百三十三度十三分十五秒の点 六 北緯三十五度三十二分四十六秒、東経百三十三度十三分二

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十九 航空自衛隊土佐清水分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	高知県土佐清水市	下益野二千七十八番地二
対象防衛関係施設	高知県土佐清水	下益野（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	市	
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ次の図面に示す線により囲まれた区域	<p>一 北緯三十二度四十八分三十九秒、東経百三十二度五十三分三十七秒の点</p> <p>二 北緯三十二度四十八分四十一秒、東経百三十二度五十四分三秒の点</p> <p>三 北緯三十二度四十八分十八秒、東経百三十二度五十四分十秒の点</p> <p>四 北緯三十二度四十八分十一秒、東経百三十二度五十三分四十五秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十 航空自衛隊土佐清水分屯基地中継所地区

対象防衛関係施設の所在地	高知県土佐清水市	上野字島ノ内二千五百二十一番地十
対象防衛関係施設の区域	高知県土佐清水市	上野及び斧積（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	<p>一 北緯三十二度五十一分三十一秒、東経百三十二度五十二分〇秒の点</p> <p>二 北緯三十二度五十一分十八秒、東経百三十二度五十二分二十秒の点</p> <p>三 北緯三十二度五十一分〇秒、東経百三十二度五十二分十秒の点</p>

	区域
<p>四 北緯三十二度五十一分〇秒、東経百三十二度五十一分三十四秒の点</p> <p>五 北緯三十二度五十一分十七秒、東経百三十二度五十一分二十九秒の点</p>	

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十一 航空自衛隊高良台分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県久留米市
対象防衛関係施設の区域	荒木町藤田及び上津町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>福岡県久留米市</p>	<p>福岡県八女郡広川町</p>	<p>大字藤田（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>福岡県八女郡広川町</p>	<p>荒木町藤田、上津町、藤光町及び藤山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大字藤田（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大字藤田（次の図面に示す部分に限る。）</p>

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十二 航空自衛隊福江島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県五島市	三井楽町嶽七百七十番地一
対象防衛関係施設の区域	長崎県五島市	三井楽町嶽及び三井楽町濱ノ畔（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線	<p>一 北緯三十二度四十五分五十八秒、東経百二十八度三十九分四十八秒の点</p> <p>二 北緯三十二度四十五分五十二秒、東経百二十八度四十分十五秒の点</p> <p>三 北緯三十二度四十五分三十二秒、東経百二十八度四十分二</p>

<p>により囲まれた 区域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び七に掲げる 点と十に掲げる 点とを結んだ次 の図面に示す線 により囲まれた 区域</p>
<p>十九秒の点 四 北緯三十二度四十五分十五秒、東経百二十八度四十分九秒 の点 五 北緯三十二度四十五分十六秒、東経百二十八度三十九分四 十三秒の点 六 北緯三十二度四十五分四十六秒、東経百二十八度三十九分 三十五秒の点</p>	<p>七 北緯三十二度四十四分六秒、東経百二十八度三十九分三十 一秒の点 八 北緯三十二度四十四分二十六秒、東経百二十八度三十九分 四十二秒の点 九 北緯三十二度四十四分六秒、東経百二十八度四十分三十五 秒の点 十 北緯三十二度四十三分四十六秒、東経百二十八度四十分二 十三秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十三 航空自衛隊奄美大島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県奄美市	笠利町大字平字シリ原五百五番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県奄美市	笠利町大字平及び笠利町大字和野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯二十八度二十六分八秒、東経百二十九度四十一分二十九秒の点</p> <p>二 北緯二十八度二十五分五十二秒、東経百二十九度四十一分三十八秒の点</p> <p>三 北緯二十八度二十五分二十七秒、東経百二十九度四十一分十九秒の点</p> <p>四 北緯二十八度二十五分三十五秒、東経百二十九度四十分五十九秒の点</p> <p>五 北緯二十八度二十六分六秒、東経百二十九度四十一分九秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県国頭郡恩 納村	字恩納七千四百四十一番地百十三
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県国頭郡恩 納村	字恩納（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県国頭郡恩 納村	字恩納及び字谷茶（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	一 北緯二十六度二十八分四十一秒、東経百二十七度五十分二 十五秒の点 二 北緯二十六度二十八分四十七秒、東経百二十七度五十分八 秒の点 三 北緯二十六度二十八分二十三秒、東経百二十七度四十九分 四十三秒の点 四 北緯二十六度二十八分十四秒、東経百二十七度四十九分四	

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六十五 航空自衛隊恩納分屯基地（通信地区）

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡恩納村	字恩納七千四百四十一番地百十三
対象防衛関係施設	沖縄県国頭郡恩	字富着（次の図面に示す部分に限る。）

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
<p>納村 沖繩県国頭郡金武町</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
<p>字屋嘉（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯二十六度二十七分二十六秒、東経百二十七度五十分十秒の点 二 北緯二十六度二十七分十一秒、東経百二十七度五十分二十九秒の点 三 北緯二十六度二十七分〇秒、東経百二十七度五十分二十三秒の点 四 北緯二十六度二十六分五十三秒、東経百二十七度五十分一秒の点 五 北緯二十六度二十六分五十九秒、東経百二十七度四十九分五十九秒の点 六 北緯二十六度二十七分十九秒、東経百二十七度四十九分十五秒の点</p>

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	
---	--

六十六 航空自衛隊久米島分屯基地

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>沖縄県島尻郡久米島町</p>	<p>字宇江城山田原二千六十四番地一</p>
<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>沖縄県島尻郡久米島町</p>	<p>字宇江城、字上江洲及び字仲村渠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる</p>	<p>一 北緯二十六度二十二分四十八秒、東経百二十六度四十五分五十五秒の点</p> <p>二 北緯二十六度二十二分四十三秒、東経百二十六度四十六分</p>

六十七 航空自衛隊知念分屯基地	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="753 255 1439 600"></td> <td data-bbox="753 600 1439 900"> <p>点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p> </td> <td data-bbox="753 900 1439 2011"> <p>十六秒の点</p> <p>三 北緯二十六度二十二分二十五秒、東経百二十六度四十六分十六秒の点</p> <p>四 北緯二十六度二十二分〇秒、東経百二十六度四十五分三十八秒の点</p> <p>五 北緯二十六度二十二分四秒、東経百二十六度四十五分十八秒の点</p> <p>六 北緯二十六度二十二分二十三秒、東経百二十六度四十五分十八秒の点</p> </td> </tr> </table>		<p>点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>十六秒の点</p> <p>三 北緯二十六度二十二分二十五秒、東経百二十六度四十六分十六秒の点</p> <p>四 北緯二十六度二十二分〇秒、東経百二十六度四十五分三十八秒の点</p> <p>五 北緯二十六度二十二分四秒、東経百二十六度四十五分十八秒の点</p> <p>六 北緯二十六度二十二分二十三秒、東経百二十六度四十五分十八秒の点</p>
	<p>点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>十六秒の点</p> <p>三 北緯二十六度二十二分二十五秒、東経百二十六度四十六分十六秒の点</p> <p>四 北緯二十六度二十二分〇秒、東経百二十六度四十五分三十八秒の点</p> <p>五 北緯二十六度二十二分四秒、東経百二十六度四十五分十八秒の点</p> <p>六 北緯二十六度二十二分二十三秒、東経百二十六度四十五分十八秒の点</p>			

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県南城市	佐敷字佐敷千六百四十一番地
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県南城市	佐敷及び知念（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県南城市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	佐敷、玉城及び字つきしろ（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯二十六度十分二十八秒、東経百二十七度四十八分四十五秒の点 二 北緯二十六度十分二十八秒、東経百二十七度四十九分四秒の点 三 北緯二十六度十分十秒、東経百二十七度四十九分十秒の点 四 北緯二十六度九分五十五秒、東経百二十七度四十九分六秒の点 五 北緯二十六度九分四十七秒、東経百二十七度四十八分三十

		<p>九秒の点</p> <p>六 北緯二十六度九分五十三秒、東経百二十七度四十八分二十九秒の点</p> <p>七 北緯二十六度十分九秒、東経百二十七度四十八分二十九秒の点</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	